

財務省第13入札等監視委員会
平成25年度 第2回定例会議議事概要

| | | |
|----------------------|------------------------------|---|
| 開催日及び場所 | 平成25年12月13日(金) 熊本国税局第1会議室 | |
| 委員 | 委員 | 上拂 耕生 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授) |
| | 委員 | 大脇 成昭 (熊本大学 法学部 准教授) |
| | 委員 | 北里 敏明 (北里 敏明法律事務所・弁護士) |
| 審議対象期間 | 平成25年7月1日(月) ~ 平成25年9月30日(月) | |
| 抽出事案 | 4件 | (備考) |
| 競争入札(公共事業) | 1件 | 契約件名 : 東町南住宅1~7号棟バランス釜改修工事(改25) 契約相手方 : 西部電気工業株式会社 契約金額 : 45,150,000円(税込) 契約締結日 : 平成25年7月19日 担当部局 : 九州財務局 |
| 競争入札(公共事業) | 1件 | 契約件名 : 大分税務署1号館防火戸改修工事 契約相手方 : 野田信建設株式会社 契約金額 : 11,970,000円(税込) 契約締結日 : 平成25年7月16日 担当部局 : 熊本国税局 |
| 競争入札(物品役務等) | 1件 | 契約件名 : 「窓開き封筒3種」の製造 契約相手方 : 寿堂紙製品工業株式会社 契約金額 : ①法人税等確定申告用封筒 @10.97円(税込) ②中間申告(予定申告)用封筒 @5.02円(税込) ③法人税等(電子申告対象者)用封筒 @4.57円(税込) ④版下修正 @839円(税込) 契約締結日 : 平成25年7月29日 担当部局 : 熊本国税局 |
| 競争入札(物品役務等) | 1件 | 契約件名 : 埠頭監視カメラシステム賃貸一式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 契約金額 : 313,742,100円(税込) 契約締結日 : 平成25年7月23日 担当部局 : 沖縄地区税関 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 以下のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>【事案1】 東町南住宅1～7号棟バランス釜改修工事(改25)</p> <p>契約相手方：西部電気工業株式会社 契約金額：45,150,000円(税込) 契約締結日：平成25年7月19日 担当部局：九州財務局</p> <p>九州財務局管内で、バランス式風呂釜はまだ多く残っているのか。その場合、今後計画的に本件のような改修を進めていく予定なのか。</p> <p>入札状況調書には、予定価格が「税込み」と「税抜き」の2種類表記されているが、入札金額で確認するにはどの金額となるのか。</p> <p>入札公告の「3.競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」の各項目については、「〇〇に該当しない者」、「△△である者」との記載の流れになっているが、(9)のみ書きぶりが違うので、「下記5の説明を受けた者」と書くなど、書きぶりを統一しては如何か。</p> <p>財務局の事案でよく出てくる公務員宿舎の改修ではあるが、壁がはがれてきたとか、雨漏りがするとか、今すぐ対応しないという不都合が生じるという、そういう修繕と本件はかなり違う様相を呈している。バランス釜でもちゃんと動いている以上いいのではないかと、そういう見方もできるのではないかと。本件のような改修はどのような計画に基づいて実施しているのか。</p> <p>風呂釜改修工事以外で、今後多くの費用を要する改修案件はあるのか。</p> <p>公務員宿舎の水準を維持するということは、一種公務員自らの受益という視点がある。本件については、風呂釜が古くなりすぎて火災の危険があって、非常に危ないという要素があるのであれば、そういった点を改修理由に足していけば、改修を実施することの必然性が明確となっていくのではないかと。国民の視点からすると、やはり常にどういう理由で、どの予算で、こういう趣旨でやりましたという説明のできるような、そういうことを是非心掛けていただきたい。</p> <p>維持整備基準があるが、本件のような改修に充てられる予算枠はどの程度か。</p> | <p>九州財務局管内の合同宿舎は4,036戸ぐらいあるが、このうちバランス式風呂釜は1,942戸、48%程度である。これについては、今後とも長期間にわたって使用する住宅を中心にして、バランス式風呂釜を壁貫通型給湯器に改修していく予定にしている。</p> <p>入札金額は税抜き価格で入札を実施しているので、予定価格に対応するのは、税抜きの方を見ていただく形になる。なお、契約金額については、それに消費税相当分をプラスした額で契約している。</p> <p>ご意見等の趣旨を踏まえて、検討してみたい。</p> <p>基本的には、「合同宿舎の維持整備について」という通達に基づいて、各住宅ごとに整備計画を策定し、同通達に定められた維持整備基準に合致したものについて、その時々々の社会情勢や環境に応じて適切な状態に維持していくための整備を行っている。しかしながら、国の予算にも限りがあるので、実際的には、水道メーターの取り替えや下水道直結工事など法令の規定に基づき改修を要するものや耐震改修工事など住民の生命・財産に係るものを優先し、残額について、予算の枠内で認められれば、本件のようなバランス釜も取り替えていく形となっている。</p> <p>耐震改修、外壁改修、防水などがあるが、公務員宿舎を長く使おうということになっているので、配管関係の改修も実施していかなければならないと考えられる。</p> <p>非常に有益なコメントをいただきました。ご指摘も当然であるので、耐用年数を過ぎているものについては、ご指摘内容も加味して今後検討してみたい。</p> <p>本省理財局が予算を管理しており、当局への割当額は2億から2億5千万円ぐらいである。今年度でいうと、耐震改修が億を超えるぐらいの金額となり、残りの金額で当局が管理する4千戸の改修を実施していくという形になるので、予算的には厳しいものとなっている。</p> |
| <p>【事案2】 大分税務署1号館防火戸改修工事</p> <p>契約相手方：野田信建設株式会社 契約金額：11,970,000円(税込) 契約締結日：平成25年7月16日 担当部局：熊本国税局</p> <p>大分税務署1号館の防火戸改修工事を行った理由は何か。</p> <p>防煙スクリーン等を設置しているが、これらを選択した根拠は何か。</p> <p>入札参加事項等の説明を受けに来た業者は何社あったのか。</p> <p>入札参加資格について、「建具工事」の「A又はB」等級に「建築一式工事」の「D」等級を加えているが、その根拠となる規定等はあるのか。</p> <p>工事仕様書におけるグリーン購入法に関する部分については、より丁寧に記載すべきである。</p> | <p>大分市建築指導課からの指導及び協議により改修工事を実施したものである。</p> <p>既存の設備を活かしつつ、できる限り安価で建築基準法の適合を満たすものを選択している。</p> <p>入札に参加した2社である。</p> <p>事務取扱要領等の規定は特にない。建具工事の有資格者が少ない状況を踏まえて、より競争性を高めるために「建築一式工事」の「D」等級を加えたものである。</p> <p>今後、検討する。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>【事案3】 「窓開き封筒3種」の製造</p> <p>契約相手方：寿堂紙製品工業株式会社 契約金額：①法人税等確定申告用封筒 @10,97円 ②中間申告(予定申告)用封筒 @5,02円 ③法人税等(電子申告対象者)用封筒 @4,57円 ④版下修正 @839円 契約締結日：平成25年7月29日 担当部局：熊本国税局</p> <p>入札参加資格等級について、該当等級は「D」であるが、今回は「B」等級まで広げることについて、誰がどのような基準で行っているのか。</p> <p>参加資格等級の決定に際して、物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領からは、1つ上まで認めることは規定から読み取ることができるが、2つ上までとは、読み取ることができないのであるが、他に選定基準があるのか。</p> <p>納期について、年3回で行っているとのことであり、最終が3月下旬とのことであるが、2,3月の納入となると経験上、業者も忙しく、応札参加業者が少なくなる可能性があるのではないか。</p> <p>予定数量については、在庫で判断して決めるのか、あらかじめ数量が決められているのか。予定数量は変わったりするのか。</p> | <p>契約担当官が最終的な判断を行うが、昨年度の実績を基に参加資格を判断している。前回落札した業者が「B」等級であったため、「B」等級まで含めて入札を行った。</p> <p>その他に「弾力的な運用に関する事務連絡(平25.3.19付発出)」がある。 また、昨年の実績をもとに「B」等級まで広げたというのは、この事務連絡をもとに広げたということになるが、「B」等級の業者が「C」等級に落ちていたというのは、公告をした後、業者からの提出書類で把握した。今後は、事前に確認を行うなど、注意を払い事務を進めることとする。</p> <p>3月の納期については、忙しい時期ではあるが、業者も、7月に契約を行い3月に製造・納品を行うようにあらかじめ予定できるため、対応が可能であると考えられる。また、契約単価についても、上昇することがないと考えられる。</p> <p>予定数量の積算については、前年の法人数と新設法人数を考慮して算出しているが、在庫等も考慮して製造を依頼している。予定数量は基本的には変わらないが、特殊な要因があった場合は、変わる場合も考えられる。</p> |
| <p>【事案4】 埠頭監視カメラシステム賃貸一式</p> <p>契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 契約金額：313,742,100円(税込) 契約締結日：平成25年7月23日 担当部局：沖縄地区税関</p> <p>予定価格は、多種多様な構成要素から積算されているが、積算にはどれ程の時間を要したのか。</p> <p>カメラシステムを買い取りではなく、賃貸借としている理由は。</p> <p>契約期間の満了した機器はどのように扱われるのか。</p> <p>競争参加資格の設定について伺いたい。</p> | <p>予定価格の積算には約1カ月程度の日数を要した。</p> <p>南西諸島特有の気象条件下、台風、塩害、落雷等から、機器の故障、不具合が頻発し、買い取りの場合は、これら修繕費用等は当関で負担しなければならないが、賃貸借の場合は機器の保守を契約に含めており、不具合が生じた場合にはメーカー側が対処することとなることから、賃貸借としている。</p> <p>専用の鉄塔など、流用可能な設備もあるが、税関の借用期間経過後のカメラ等の機器は塩害等により他所での再利用は見込めず、廃棄されるものと思料される。</p> <p>予定価格からしてA等級に区分される調達であるが、競争原理を働かせる目的で応札者を多く募るためB等級まで参加資格を広げたものである。 なお、応札者2者のうちB等級の者はいなかった。</p> |